

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年10月18日（平成28年（行情）諮問第626号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（行情）答申第130号）

事件名：社会保険労務士の懲戒処分等に係る事務手続マニュアルの一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「社会保険労務士の懲戒処分等に係る事務手続マニュアル」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月8日付け厚生労働省発基0708第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本件対象文書は、「社会保険労務士の懲戒処分等に係る事務手続マニュアル」であって、社会保険労務士法25条の2又は25条の3に基づき社会保険労務士を対象とした懲戒処分を行う際の手続き事務を示したものである。

イ 処分庁は、同事務に関し、調査の要点が判明し、調査に対して証拠が隠ぺいされるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを指摘し、法5条6号イ又は柱書きに該当することを理由として、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

ウ 審査請求人は、本件対象文書を公にすることにより、調査の要点が判明し、調査に対して証拠が隠ぺいされるおそれがあるとする処分庁の主張の全部を否定するものではないが、法の趣旨を尊重し、不開示部分は極力最少にするべきと考える。

エ 第一に、調査の要点が判明し、調査に対して証拠が隠ぺいされることのないようにするべきではあるが、これについては、調査の具体

的手法に限って不開示とすればよく、聴聞手続き自体を公にすることに具体的な支障はないと考える。したがって、調査の具体的手法以外は開示すべきであって、その場合でも、各項目名については全て開示すべきである。

オ 第二に、すでに開示された別添Ⅱ－１懲戒請求書に関する記載部及び他の添付資料、特にⅠ－５－（６）に明記された資料は参考資料であって例示に過ぎないのであるから、これらを公にすることによる具体的な支障はないと考える。

カ 第三に、Ⅱの不正情報等への対応に係るその窓口等は、当該事務の適正な遂行のためにも明らかにすべきである。社会保険労務士制度の趣旨を踏まえれば、その法務サービスを楽しむ懲戒請求者となり得る一般国民にとって、その窓口等に係る情報の提供は欠かせない。一般国民が不正情報等への対応に係るその窓口等へ容易にアクセス可能となることで、社会保険労務士自身もより適法適正な業務を心がけることになると考える。

キ 以上述べたとおり、当該懲戒事務に係る情報の透明性を高めることが重要である。当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすとする漠然とした「おそれ」を理由として、いたずらにその事務手続きを隠そうとすれば、手続きが不明確となりかねない。

例えば、十分な聴聞の期間と機会の確保や公開聴聞の傍聴に関する周知の期間等傍聴機会の確保などが損なわれるおそれがある。また、社会保険労務士関係団体に対して、業界団体としての調査や懲戒を促す際に、拙速な対応を求め、結果的に、当該事務手続きの不備等を理由に訴訟に発展する可能性もある。すでに行政訴訟、民事訴訟が提起されていることは、処分庁も承知しているところであろう。

ク 上記のとおりであるから、処分庁の主張は理由がなく、原処分は取り消されるべきである。

（２）意見書

審査請求人から、平成２８年１１月７日に意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件審査請求の経緯

（１）本件審査請求人である開示請求者（以下、第３において「請求者」という。）は、平成２８年６月２０日付けで、処分庁に対して、法３条の規定に基づき「社会保険労務士法第２５条の３の２第２項に基づく国民一般からの懲戒申出制度に関する事務の取扱いの詳細を定めた文書（２０１３０３２９ 労働基準局監督課社労士係 社会保険労務士の懲戒処

分等に係る事務手続マニュアル)。さらに当該文書に係る改訂、追加があればそれを含む。」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対し、処分庁が、平成28年7月8日付け厚生労働省発基0708第2号により部分開示決定(原処分)を行ったところ、請求者が、これを不服として、同年7月25日付け(同日受付)をもって審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における法の適用条項に法5条1号を加えた上で、同条1号並びに6号柱書き及びイに基づき不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書について

平成25年3月29日付け労働基準局監督課社会保険労務士係「社会保険労務士の懲戒処分等に係る事務手続マニュアル」は、作成時以降改訂等を行われていないことから、作成当時のものを本件対象文書として特定した。

当該マニュアルは、社会保険労務士法25条の2又は25条の3に基づき、厚生労働大臣が社会保険労務士に対して懲戒処分を行うに当たっての行政機関内部における事務手続きを示した文書であり、「社会保険労務士の懲戒処分への対応」として、①社会保険労務士の懲戒処分事由の種類、②事務手続きの観点から見た懲戒処分の類型、③懲戒処分事務の基本的流れ、④懲戒処分の量定、⑤懲戒事案の調査に係る留意事項、⑥聴聞に係る手続、⑦懲戒処分の決定のほか、「社会保険労務士に係る不正情報への対応」として、⑧不正情報等の受付窓口、⑨相談対応などが記載されている。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

本件不開示部分には、特定の社会保険労務士に係る情報が記載されており、当該情報は、特定の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条6号柱書き及びイ該当性

本件不開示部分には、懲戒処分に係る調査の具体的手法が記載されており、これらが公にされた場合は、今後の懲戒処分に係る事務に関し、調査の要点が判明し、調査に対して証拠が隠ぺいされるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報が記載されている部分は、法5条6号柱書き又はイに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において、「調査の要点が判明し、調査に対して証拠が隠ぺいされるおそれがあるとする処分庁の主張の全部を否定するものではないが、法の趣旨を尊重し、不開示部分は極力最少にするべきと考える」と主張しているが、不開示情報該当性については、上記(2)で示したとおりであることから、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成28年10月18日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月7日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同月10日 | 審議 |
| ⑤ | 平成29年3月16日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年6月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「社会保険労務士の懲戒処分等に係る事務手続マニュアル」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行った。これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、不開示理由に法5条1号を追加した上で、原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において確認したところ、開示実施文書においてマスキングされた部分の一部（16頁及び17頁）及び開示実施されていない部分（別添1ないし別添3，別添12-1ないし別添12-4，別添13-1及び別添13-2，別添14，別添15並びに別添II）について、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたと

ころ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」への記載漏れと
のことであった。

しかしながら、原処分については、行政文書開示決定通知書に表示さ
れたとおりの内容で行われたと解すべきであり、上記部分は、原処分
（行政文書開示決定通知書）において開示された部分と認められるから、
審査請求の対象外と解されるので、当審査会では、上記部分の不開示情
報該当性についての判断は行わない。

(2) 別紙に掲げる部分について

ア 法5条1号該当性について

(ア) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2）ア）において、本件
不開示部分には、特定の社会保険労務士に係る情報が記載されてお
り、当該情報は、特定の個人に関する情報であり、特定の個人を識
別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利
益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とすることが
妥当である旨説明する。

(イ) 当審査会において見分したところ、別紙に掲げる部分には、社会
保険労務士の懲戒処分に関する調査についての一般的な事務手続の
流れや留意事項等が記載されているにすぎず、特定の社会保険労務
士に係る情報が記載されているとは認められない。

したがって、別紙に掲げる部分は、法5条1号に該当しない。

イ 法5条6号柱書き及びイ該当性について

(ア) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2）イ）において、本件
不開示部分には、懲戒処分に係る調査の具体的手法が記載されてお
り、これらが公にされた場合は、今後の懲戒処分に係る事務に関し、
調査の要点が判明し、調査に対して証拠が隠ぺいされるなど、正確
な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容
易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適
正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報が記
載されている部分は、法5条6号柱書き又はイに該当するため、不
開示とすることが妥当である旨説明する。

(イ) 当審査会において見分したところ、別紙に掲げる部分には、社会
保険労務士の懲戒処分に関する調査についての一般的な事務手続の
流れや留意事項等が記載されていると認められ、これを公にしても、
今後の懲戒処分に係る事務に関し、調査の要点が判明し、調査に対
して証拠が隠ぺいされるなど、正確な事実の把握を困難にするおそ
れ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困
難にするおそれがあるとは認められず、その他当該事務の適正な遂
行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、別紙に掲げる部分は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当しない。

ウ 以上より、別紙に掲げる部分については、法5条1号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 別紙に掲げる部分以外の不開示部分について

当審査会において見分したところ、別紙に掲げる部分以外の不開示部分には、社会保険労務士の懲戒処分に関する調査の具体的な手法・内容や注意事項等が記載されていると認められ、これを公にすると、今後の懲戒処分に係る事務に関し、調査の要点が判明し、調査に対して証拠が隠ぺいされるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号並びに6号柱書き及びイに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙に掲げる部分は、同条1号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号イに該当すると認められるので、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 頁 不開示部分全て
- 2 頁 1 8 行目ないし 3 2 行目
- 3 頁 不開示部分全て
- 4 頁 不開示部分全て
- 5 頁 1 行目ないし 9 行目及び 2 0 行目ないし 2 9 行目
- 1 0 頁 1 8 行目ないし 2 1 行目及び 2 8 行目
- 1 1 頁 不開示部分全て
- 1 2 頁 不開示部分全て
- 1 3 頁 不開示部分全て
- 1 4 頁 不開示部分全て
- 1 5 頁 不開示部分全て
- 1 8 頁 不開示部分全て
- 1 9 頁 不開示部分全て